

「令和8年度デジタル技術活用人材育成事業業務」に係る質問への回答について

NO	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
1	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講対象企業について 「県内ものづくり企業」に該当する業種をご教示ください。 県内に事業所があれば、県外に本社がある企業でも受講可能でしょうか。	業種は、日本標準産業分類中分類のうち、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を対象としています。 県内に事業所があれば、他都道府県本社の企業であっても受講可能です。
2	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講対象企業について 受講対象者は「ものづくり企業等」の従業員に限定でしょうか。受講者が定員に満たないケースでも他業種の方は受講対象外でしょうか。	受講対象者はものづくり企業等（製造業・IT企業）の従業員に限定します。
3	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	求職者について ハローワークに求職申込を行っている方など、「求職者」に関する定義はありますか。求職者に関して「何か月以内に就職することを希望する方」などの受講条件はありますか。求職者であることを確認する方法についてご教示ください。	受講希望者に対し、申込時に確認をお願いします。
4	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	研修日数・時間数について 1回あたりの開催日数及び時間数は何日・何時間を想定していますか。	1回あたり「7時間×2日」を想定しています。
5	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	実施方法について 研修の実施方式に指定はありますか。集合形式・オンライン形式・E-ラーニングいずれの形式でもよいでしょうか。	研修の実施方式は、企画提案いただいた内容を審査会にて審査します。
6	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講者募集について ものづくり企業等に対する受講者募集活動に県として協力いただけますか。	協力します。
7	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講者募集について 求職者に対する受講者募集活動においては、ハローワーク等への周知活動など、県からもご協力いただけますか。	協力します。
8	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	費用負担について 受講者から教材費等の費用を徴収してよいでしょうか。	予算内にてテキスト、PC等を手配願います。
9	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講について 受講者は前編・後編の連続受講を前提としているか、各回単独で完結する内容でもよいかご教示ください。	前編・後編の両方を受講することを想定しています。
10	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	受講人数について 「受講者数の目標を15人以上」とあるが、15人に満たない場合でも開催してよいでしょうか。	15人に満たない場合でも、研修の開催はさせていただきます。ただし、周知方法について創意工夫を図り、15人以上確保するよう努めてください。
11	業務仕様書	5 委託内容 (1)人材育成研修の実施	実施スケジュールについて 想定している実施スケジュールがあればご提示願います。	実施スケジュールについては、委託期間内での事業実施を前提としております。 具体的な実施時期や進行スケジュールにつきましては、事業内容等を踏まえ、企画提案の中でご提案願います。
12	業務仕様書	5 委託内容 (2)留意事項	処遇改善について 「研修受講を契機とした従業員の処遇改善を求める」とは、具体的に受講企業に対してどういう対応をとることを想定していますか。（企業が他企業の処遇改善に踏み込むことは難しいと思われます）	受講案内や研修の際に、受講者（在籍する企業）に対し、企業の生産性の向上とそれによる処遇改善の呼びかけ等を行っていただくことを想定しています。
13	業務仕様書	5 委託内容 (2)留意事項	求職者への対応について 「求職者に対しては積極的な求職活動の実施を求める」とは、具体的に受講者に対してどういう対応をとることを想定していますか。	受講して身に付けたスキルを活かし、積極的に就職活動を行うよう研修の際に呼びかけ等を行っていただくことを想定しています。
14	業務仕様書	6 契約に関する条件 (1)再委託等の制限	再委託について 研修講師を外部に依頼するケースについては、再委託に該当しますか。	研修講師を依頼することは、再委託には該当しません。
15	業務仕様書	6 契約に関する条件 (4)権利の帰属等	著作権、所有権について 「成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権は岩手県に移転する」とあるが、本事業以前から受託者または講師が使用している教材を本事業において使用する場合、以降同様の研修を実施する際に、本事業で使用した教材を編集し使用することは可能でしょうか。	本業務において作成した成果物等の著作権及び所有権は岩手県に帰属しております。 そのため、昨年度事業で作成した教材を編集・使用する場合は、契約時に岩手県と協議いただく必要があります。